

平成28年度
夏季展

金沢城下における

武士町と町人町



「加陽金府武士町細見図」(10.0-73)

平成28年7月12日(火)
~9月11日(日)

玉川図書館近世史料館

はじめに

藩政期、金沢城下には武士町と町人町がありました。城下町では、武士が居住する武士地と町人が居住する町地とは地域を分けていました。

「町」は町人が集住する所とされていますが、藩政期の金沢城下では、長町などのように武家屋敷群にも「武士町」ともいえる町名が付いている武士地がありました。「武士町」という言葉は古文書などでは有沢武貞の「武士町細見図」に確認されるのみです。町地についても「本町」や「地子町」はよく使われますが、「町人町」は古文書などでもほとんど確認できません。しかし、本展示では有沢の「武士町」とそれに対する言葉として「町人町」を用い、城下町金沢における藩政期の町について、その違いなどを概観したいと思います。

「武士町」と「町人町」の違いは、武士と町人の支配の違いに基づいています。武士は組支配といわれ、組織的・人的支配であり、城下の何処に居所があるかについてはあまり関係ありません。本来は集団自治など区域的なまとまりであった「町」は、寛永の大火や拡大する城下町の再整備に伴い移転や新設されていきました。そして町人は町奉行の支配となり、区域的支配の単位としての「町」の構成員となっていきます。

したがって地域支配のため「町人町」には町名が必ず付き、その区域範囲が確定しています。現在の行政的な住居表示としての町名に近いものです。一方武士については区域的な支配ではなく組支配であるため、支配としての町名はありません。しかし、拡大した城下町において、支配に限らず藩士の屋敷の位置を示すにあたり、「武士町」の町名はとても都合のよいものでした。そのため便宜的な「武士町」を創出し、通称的な町名が出現します。その町名は時期を経て消滅するもの、定着するものがあり、時には複数の町名などが併存する場合もありました。

明治期に入ると「武士町」・「町人町」、二つの異なった町は解消され、「武士町」は定着した町名などを残しつつ「町人町」と同様な新たな区域的行政単位として再編されていきました。



賀州金澤城下町割正極之図(16.60-87)

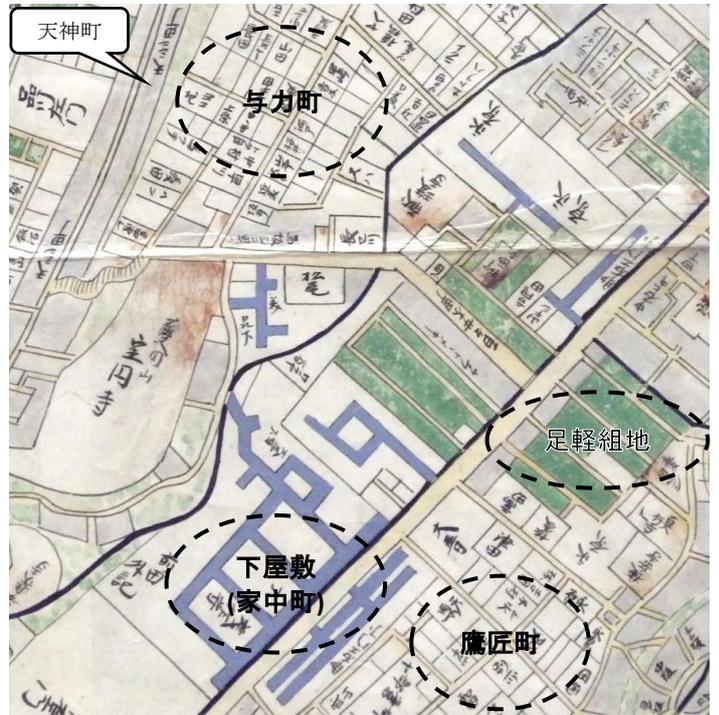
元禄9年(1696)から享保20年(1735)にかけて有沢武貞が描いた金沢城下図。武士町(拝領地・下屋敷・組屋敷)、町人町(本町・地子町・門前地)、寺社地などを色分けしている。なお、有沢武貞の「武士町細見図」の序に「賀州金沢町割之図成之弁」が記されている。

武士町

武士町となりうる武土地には、拝領地、下屋敷、組地などがあります。拝領地は藩士の石高に合わせ藩が与えた土地、下屋敷は三千石以上の藩士に与えられた土地でその家臣(陪臣)を住ませた土地、組地は足輕をその所属する組ごとに集住させた土地のことです。

右の図は小立野石引通り周辺の部分図ですが、「鷹匠町」「与力町」が拝領地、道路部分が塗りつぶされた所が下屋敷、区画が濃く(緑色)塗りつぶされた所が足輕組地です。なお、薄く(灰色)塗られている所(天神町ほか)は町地になります。

金沢城下図等において武士町の町名が記されている最も古い絵図は、有沢武貞が享保期に描いた「武士町細見図」(表紙)です。有沢は凡例において、橋の名を記すことは「見当」(みあて 目印)になり「町名と同前(然)」としています。



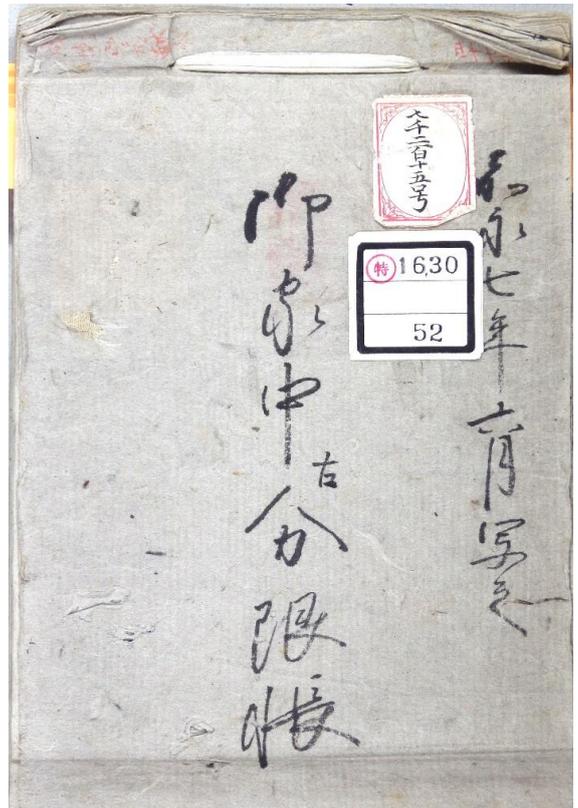
金沢惣絵図(大1010)

○ 惣川口々の橋々、其外の橋々名を書記す事、是亦其所の見当にも成、是亦町名と同前也

一 諸家の家中下屋敷通り接新成不入本戸を畫ク通り接所ハ跡先ニ本戸と畫其下とも ○ 惣川口々の橋々其外の橋々名を書記し事是亦其所の見當小成是亦町名と同前也

加陽金府武士町細見図(10.0-73)

○ 金沢武士町ノ名小姓町味噌藏丁因助馬場彦三町木新保白髪前柳町岩根馬場長町古道三社光岩前木揚場高岡町仙石町御坂ノ下木倉町古寺町養智院前敷ノ下備中町小立野与力町出羽町鷹匠町ト、メキ町鱒町の場川辺牛右衛門橋野町与力町其外本多横山前田長村井等ノ家中下屋敷其餘ノ家中難枚挙



御家中古分限帳(16.30-52)

侍帳には居所を記したのがあります。享保期の「武士町細見図」以前で居所や町名が記された侍帳は、元禄6年(1693)のものが知られていました。

しかし近年それよりも古い侍帳が確認されました。「延宝五年(1677)正月改申侍帳」(後藤文庫 石川県立歴史博物館蔵)や「御家中古分限帳」などです。

「御家中古分限帳」は嘉永7年(1854)の写しですが、その内容は延宝末～貞享初年(1680～85)頃の侍帳と考えられます。

「御家中古分限帳」には様々な表現で藩士の居所を示しています。ここでは、元禄期以降の金沢城下の武士町、その町名には後に確認できない消滅した町名もあり、それらについて紹介したいと思います。

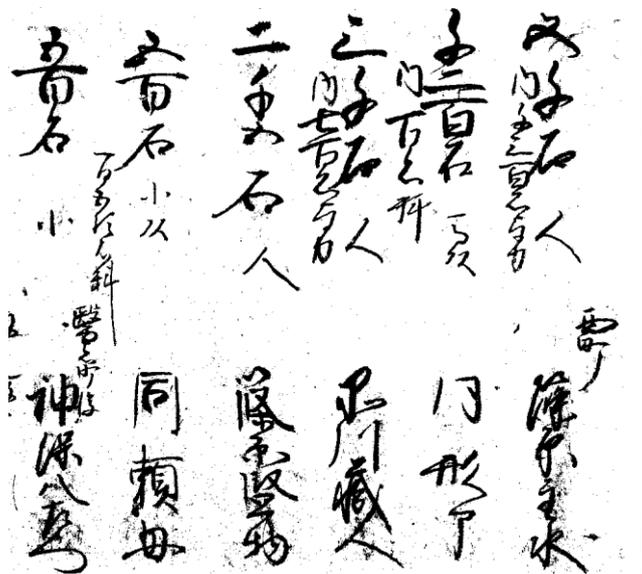
「いしや(医者)町」

「御家中古分限帳」で「いしや町」と記されているのは、現在の西町です。下図に示したように、大石玄雪と藤田玄碩の居所に「いしや町」とありますが、坂井就安には「西町」と記され、神保八左衛門には「医者町後」、高嶋三郎兵衛には「権現堂近所」と記しています。「西町」は篠原主水にも記されていますが、梅七郎兵衛には「篠原主水隣」と記されています。大きな藩士の屋敷を目印としてその「隣」・「向」・「近所」などにより居所を記している事例は多く、中には「藩士名+町」も見られます。また、清水市佑には「十間町後」とあり、町人町の名称である「十間町」を目印として利用しています。

なお、「権現堂近所」の権現堂とは本来金沢城内にある東照宮のことですが、ここでは、その別当寺である神護寺やその横の御宮(御霊堂)を含めて指していると考えられます。

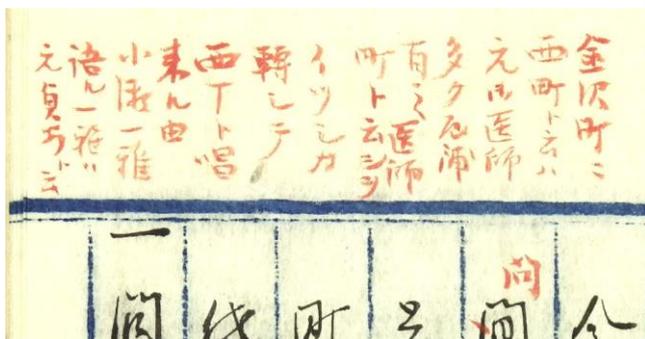
ところで、この「いしや町」や「西町」について、「国事昌披問答」の朱書部分には、「金沢町ニ西町ト云ハ、元御医師多ク屋敷有之、医師町ト云シテ、イツシカ転シテ西丁ト唱来ル由、小瀬一雅語ル、一雅ハ元貞安ト云」と記されています。小瀬貞安は坂井就安の子孫で、天保3年(1832)藩医小瀬復庵の跡を継ぎ、安政3年(1856)知行百石となる藩医です。

「イシ」町が「ニシ」町となったとしていますが、「西町」については、慶長2年(1597)の「金沢等本願寺門徒誓詞」(龍谷大学図書館所蔵文書)により、金沢城下ですでに町人町として存在が確認できています。また、「御家中古分限帳」でも「いしや町」と「西町」が混在していることや隣接地でも「権現堂近所」や「十間町後」などと有ることから、慶長期にあった「西町」は金沢城下町の拡大過程において、町人町であった南町や堤町などは移転先でもその町名を遺しましたが、「西町」はその町名を遺さず町人町としては消滅したと考えられます。その後、慶長期町人町であった「西町」辺りは武士町(拝領地)となり、多くの医師がその辺りを拝領したことにより、ある人は医者(師)町と呼び、ある人は西町と呼び、またある人は目印となる権現堂の近所などと呼んだと考えられます。同じ地域を様々な呼び方で呼ぶことが「武士町」の一つの特徴ともいえますが、その後は「西町」が定着し「医者町」は消えました。



御家中古分限帳(16.30-52)

篠原主水(西町)、神保八左衛門(医者町後)記載箇所



国事昌披問答(16.28-205)



延宝年間金沢城下図(090-598)

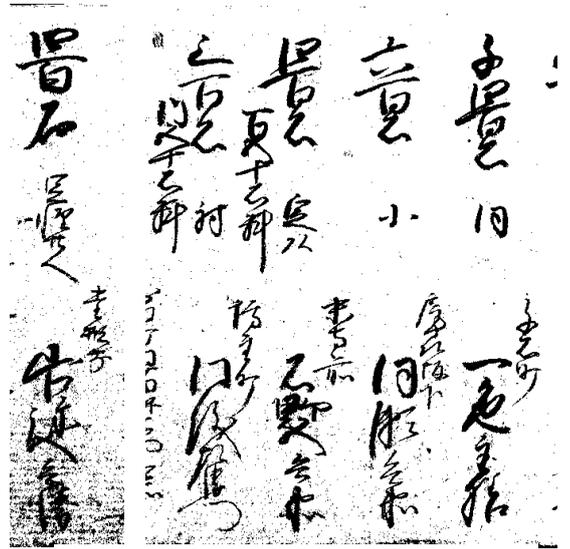
西町周辺の城下図に「御家中古分限帳」の居所を加筆したもの

「坊主町」

延宝～貞享期(1680年頃)の「御家中古分限帳」で「坊主町」と記されているのは、現在の中央公園の西側の通り周辺です。享保期(1716～1735年)以降の城下図などでは「千石町」あるいは「仙石町」に定着する地域です。

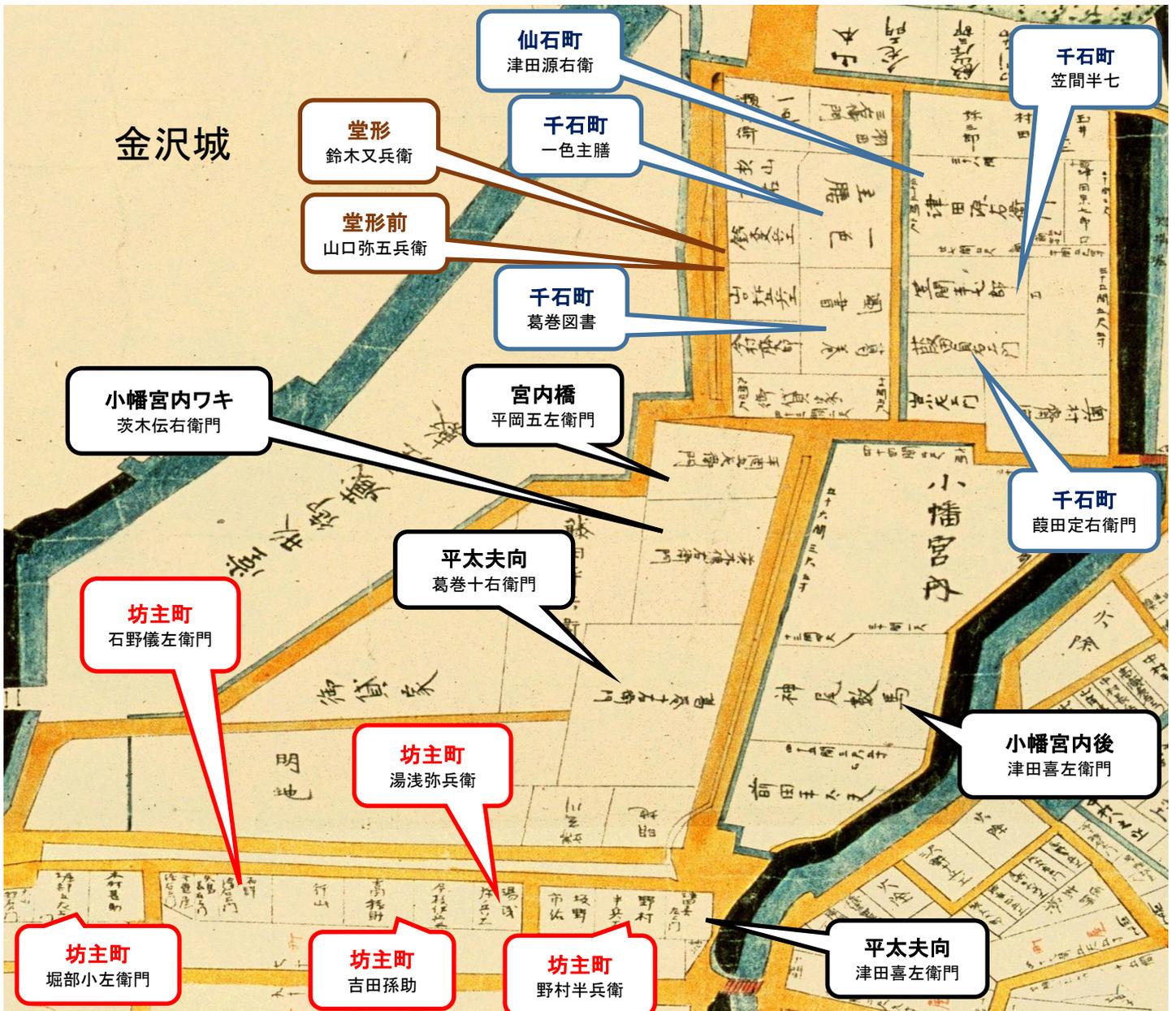
下の図でもわかるように、「坊主町」のほかに「千石町」も同時に存在していることがわかります。現在の21世紀美術館辺りを当時は「千石町」と呼んでいました。その後は、堂形にあった米蔵と千石のイメージが重なったことによるのでしょうか、「千石町」の範囲が堂形周辺に広がり、「坊主町」という武士町の町名も「千石町」となり消えました。

なお、前田平太夫や小幡宮内の屋敷や宮内橋および堂形辺りは町名ではありませんが、それら自体が当時の人々にとって目印となり「町名同然」であったことがわかります。



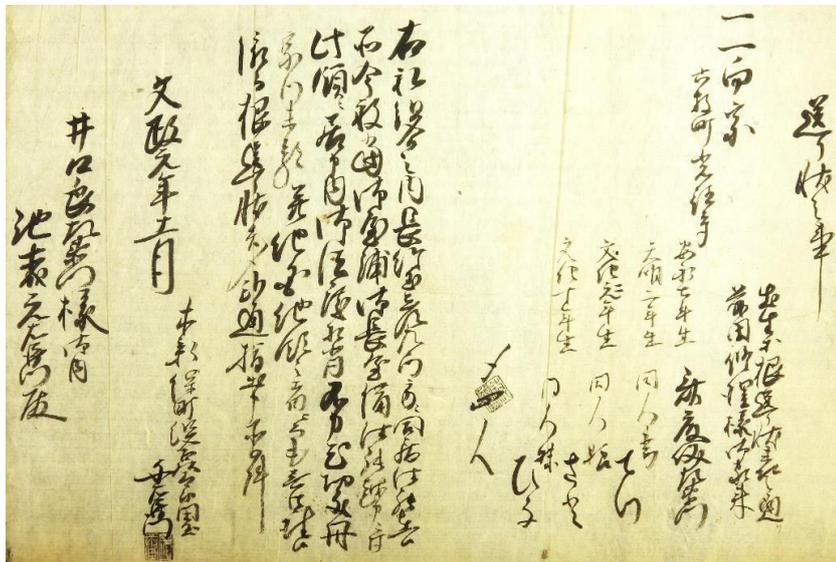
御家中古分限帳(16.30-52)

一色主膳(千石町)、同(石野)儀左衛門(坊主町)、山口弥五兵衛(堂形前)記載箇所



延宝年間金沢城下図(090-598)

現在の香林坊から広坂通り、中央公園周辺の城下図に「御家中古分限帳」の居所を加筆したもの

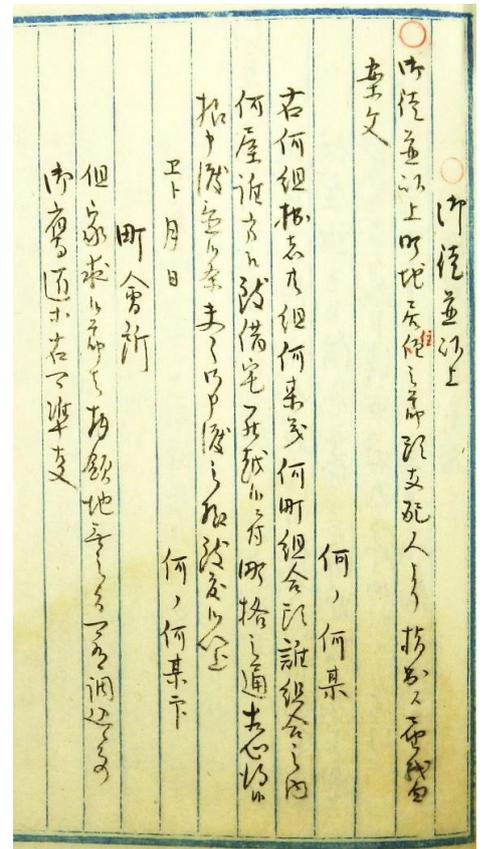


斎藤儀左衛門等送り状継紙(32.5-36)

藩政期、町人や百姓が居所を移すときにはその身元を保証する「送り状」が出されました。村から町の場合は村肝煎から町の組合頭に、町から他町の場合は組合頭から組合頭に出されます。

斎藤儀左衛門は、町人木ノ新保町の長竹屋彦左衛門方の同居しました。文政元年(1818)修理家の足軽から井口左衛門家(500石)に召し抱えられ同家の屋敷長屋に引っ越したため、送り状が木ノ新保町組合頭太郎田屋与右衛門から井口家の家臣池森元右衛門あてに出されたものです。その後数度の引越の後、浪人を経て町人に戻り、父の家名を相続し斎藤屋吉兵衛を名乗ります。

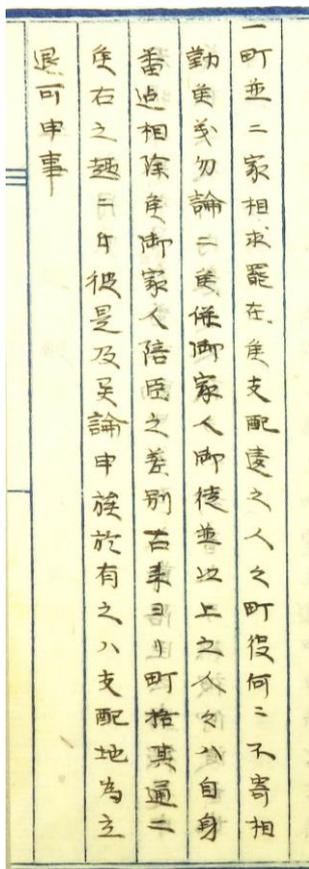
陪臣斎藤儀左衛門は町人地に居住の場合はその町の組合頭の支配下にあり、武士地に居住したときは主家の支配下にあることが分かります。



町方心得(16.62-38②)

歩並以上の藩士(直臣)が町人町に居住する時の届け紙面のひな形です。

届けを出すのは、藩士を支配している頭で町会所あてに提出します。町人地に居住するときは「町格」に従うように指示しています。また、町人地で借家ではなく家を買って求める場合は拝領地が無いことを証するものが必要でした。



町格(16.62-37①)

町人町に居住する武士など支配違いの人々についての定め。

町役については、町人と同じように勤めなくてはならないこと。御家人歩並以上と陪臣の違いについては、前者が「自身番」を免除されることが記されています。

そして、町格に異論を唱える人がいれば、その町からの立退を求められます。

また別状には、足軽と又家中(陪臣)は「町規格合之通、一円差別無御座候」とあり、取り扱いに差はありません。

町人町に住む武士は、歩並以上の直臣については「自身番」では違いがありますが、基本的には町人町に居住すれば、藩士として属する組頭や主家の支配の他に町人町の一員として町役などを勤めていました。

盆正月の作り物などが町単位で行われていたことが分かります。

組合頭の管轄する複数の十人組とは異なった町ごとのまとまりが窺われます。

盆正月作り物見立位附(090-112)

